

インタフェース仕様書市町村編修正履歴

(内容現在 平成30年7月30日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	232	<p>ページ番号 232</p> <p>3. 国保連合会は、提出された情報(※1)より、高額計算に必要な各種給付実績を抽出する。…</p> <p>4. …高額障害児給付費支給申請書を受給者に送付する。</p> <p>※1:… ①高額介護サービス費を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。</p>	1	232	<p>ページ番号 232</p> <p>3. 国保連合会は、提出された情報より、高額計算に必要な各種給付実績(※1)を抽出する。…</p> <p>4. …高額障害児給付費支給申請書を受給者に送付する。(※3)</p> <p>※1:… ①高額介護(予防)サービス費、<u>高額介護(予防)サービス費(年額)</u>及び高額医療合算介護サービス費を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。</p> <p>※3 を追加</p>	1
2	233	<p>ページ番号 233</p> <p>市町村→受給者 送付</p>		233	<p>ページ番号 233</p> <p>市町村→受給者 送付※1</p> <p>※1 を追加</p>	1
3	235-1	<p>ページ番号 235-1</p> <p>3. …高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(施行令第四十三条の五第六項)を受給者に送付する。</p> <p>※1:… ①高額介護サービス費を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。</p>	1	235-1	<p>ページ番号 235-1</p> <p>3. …高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(施行令第四十三条の五第六項)を受給者に送付する。(※3)</p> <p>※1:… ①高額介護(予防)サービス費、<u>高額介護(予防)サービス費(年額)</u>及び高額医療合算介護サービス費を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。</p> <p>※3 を追加</p>	1
4	235-2	<p>ページ番号 235-2</p> <p>市町村→受給者 送付</p>	1	235-2	<p>ページ番号 235-2</p> <p>市町村→受給者 送付※4</p> <p>※4 を追加</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
5				242 243	ページ番号 242、243 項番13の備考 ※1 を追加 項番28 高額介護サービス費支給額 項番29 高額介護サービス費(年額)等種 別区分 項番30 高額介護サービス費(年額)支給 額 項番31 補正済自己負担額情報有無区分 項番32 高額医療合算介護サービス費支 給額 を追加 ※1 ※2 を追加	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
6				251-1 ~ 251-3	<p>ページ番号 251-1~251-3 項番11~13、15の備考 ※1 を追加</p> <p>項番16の備考 ※2 を追加</p> <p>項番32 高額介護サービス費支給額 項番33 高額介護サービス費(年額)等種 別区分 項番34 高額介護サービス費(年額)支給 額 項番35 高額介護サービス費(年額)支給 額(相当分) 項番36 補正済自己負担額情報有無区分 項番37 高額医療合算介護サービス費支 給額 項番38 高額医療合算介護サービス費支 給額(相当分) を追加</p> <p>※1 ※2 を追加</p>	3
7				251-12 251-13	<p>ページ番号 251-12、251- 13 項番13の備考 ※1 を追加</p> <p>項番28 高額介護サービス費(年額)等種 別区分 を追加</p> <p>※1 ※2 を追加</p>	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
8	253	<p>ページ番号 253</p> <p>①(1)(2)で記載した内容が国保連合会に揃っている場合に正しい高額計算を行うことができる。 (市町村において介護保険の高額介護サービス費支給処理を委託していない場合(給付実績交換処理で高額介護サービス費を国保連合会に提出している場合は除く)は、高額介護サービス費支給額を考慮しない値で高額計算を行うこととなる)</p> <p>※2:都道府県等が、障害児給付費支払処理の委託を行っていない場合に提出する必要がある。</p>	1	253	<p>ページ番号 253</p> <p>①(1)(2)で記載した内容が国保連合会に揃っている場合に正しい高額計算を行うことができる。 (市町村において介護保険の高額介護サービス費支給処理を委託していない場合(給付実績交換処理で高額介護(予防)サービス費を国保連合会に提出している場合は除く)は、高額介護(予防)サービス費を考慮しない値で高額計算を行うこととなる)</p> <p>※2:都道府県等が、障害児給付費審査支払処理の委託を行っていない場合に提出する必要がある。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
9	253-1	<p>ページ番号 253-1 なお、過誤等により再度高額計算を実施し、既に支給された金額より低くなり今回の支給額がマイナスとなる場合は、国保連合会にマイナス支給額の出力有無を申し出ることができる。その場合の出力内容は以下の通り。</p> <p>出力帳票等/ 高額障害福祉サービス費給付のお知らせ情報 高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害児給付費給付のお知らせ情報 ／国保連合会への申し出内容 ／マイナス支給額を出力する ○</p> <p>出力帳票等/ 高額障害福祉サービス費給付対象者一覧表 高額障害福祉サービス等給付費給付対象者一覧表(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害児給付費給付対象者一覧表 ／国保連合会への申し出内容 ／マイナス支給額を出力する ○</p>	1	253-1	<p>ページ番号 253-1 なお、過誤、<u>高額介護(予防)サービス費(年額)及び高額医療合算介護サービス費の支給等により再度高額計算を実施し、既に支給された金額より低くなり今回の支給額がマイナスとなる場合があるため</u>、国保連合会にマイナス支給額の出力有無を申し出ること。その場合の出力内容は以下の通り。</p> <p>出力帳票等/ 高額障害福祉サービス費給付のお知らせ情報 高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害児給付費給付のお知らせ情報 ／国保連合会への申し出内容 ／マイナス支給額を出力する ○(※1)</p> <p>出力帳票等/ 高額障害福祉サービス費給付対象者一覧表 高額障害福祉サービス等給付費給付対象者一覧表(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害児給付費給付対象者一覧表 ／国保連合会への申し出内容 ／マイナス支給額を出力する ○(※1)</p> <p>※1 を追加</p>	1
10	254	<p>ページ番号 254 出力帳票等/ 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定者) 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定者)(施行令第四十三条の五第六項) 外字空白印字リスト(高額障害児給付費支給(不支給)決定者) ／国保連合会への申し出内容 ／マイナス支給額を出力する ○(※1)</p>	1	254	<p>ページ番号 254 出力帳票等/ 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定者) 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定者)(施行令第四十三条の五第六項) 外字空白印字リスト(高額障害児給付費支給(不支給)決定者) ／国保連合会への申し出内容 ／マイナス支給額を出力する ○</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
11	292-3	ページ番号 292-3 ※3:借受けの場合、初回は購入時と同様に、支給決定した年月を設定する。2月目以降は、申請者または代理受領を行う事業所からの請求をもって、借受けに係る補装具費を支給した年月を設定する。	1	292-3	ページ番号 292-3 ※3:借受けの場合、初回は開始年月を設定する。2月目以降は、当該請求に対する借受けを行った年月を設定する。最終月は終了年月を設定する。	1